## 令和7年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課)

項目	名	中小企業者等が機械等を取得 別控除(中小企業投資促進税制		スは法人税額等の特
税	目	所得税、法人税		
	適用期	期限を2年間延長する。		
要	所得税 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 10 条の 3			
望	租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号)第 5 条の 8			
Ø	法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2			
内	租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3			
容			平年度の減収見込額	一百万円
			(制度自体の減収額)	(▲46,300百万円)
			(改正増減収額)	( 一百万円)

		1				
_		(1) 政策目的				
新		中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重				
設		要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促				
		進する。 				
扣	広	  (2) 施策の必 <sup>§</sup>	## h/ <del>-</del>			
	· È					
	_	→ 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競 等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では				
7	Z	低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。				
15	ま	新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆し				
延		が、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波   を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援へ				
長		の対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となっ				
を		てきている。				
必		このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業   展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等				
要		の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。				
<u>ء</u> لح	•					
	† -					
	<b>5</b>					
	里					
E	þ					
今			基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推    進すること			
回		政策体系				
の		における	施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の │ │向上を図ること			
要		政策目的の	門工で図ること			
望		位置付け	施策目標4-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛			
			生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること			
租			中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を			
税	合		支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。   具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏ま			
特	理		「具体的には、近年の中が正案における設備投資勤用を聞よ   え、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。			
別	性	_, _,				
措		政策の 達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。			
置)		上队日保	00% 住及の水準まで改善させ、当該水準を維持する。			
			30%以上の水準を維持する。			
に			③生産・営業用設備 DI お供替している水準 トレス・DI が			
関			│ 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が │ │±5 ポイント程度の水準を維持する。			
連		租税特別措	令和 7 年 4 月 1 日~令和 9 年 3 月 31 日 (2 年間)			
す		置の適用又				
る		は延長期間				

## ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 同上の期間 30%以上の水準を維持する。 中の達成 ③生産・営業用設備 DI 目 標 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5ポイント程度の水準を維持する。 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染 症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物 価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは 言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への 対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層 重要となってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・事 業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。 中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率 80.0% 70.0% 60.0% 50.0% 40.0% ובמן זן ובמן זן ובמן וזן ובמן | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 R4 政策目標の 資料:財務省「法人企業統計調査季報」 達成状況 (年期) (注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。 キャッシュフローは経常利益×0.5+減価償却費で計算している。 (%) 設備投資実施割合の推移 45.0 40.0 35.0 30.0 25.0 20.0 15.0 Ш H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 R5 R6 資料:日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」

	(DI,ポイント) 生産・営業用設備DIの推移  25 20 15 10 5 4 5 ▲ 10 「
要 望 の 措 置 の 適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和7年度 50,290件 令和8年度 50,190件 ※令和4年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能と負担金のでは、
当該要望項 目以外の税 制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。 中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における 「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入 した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格
	措適 要のみて の果段効 が要外 のみ 置込し性 望の

		の 10%の税額控除(資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%))を利用できる税制となっている。
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
	要望の措置の 妥 当 性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウエア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(内航船舶以外はファイナンス・リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。
これまでの知	租税特別 措 置 の 適用実績	【適用件数】 令和 2 年度 : 49,060 件 令和 3 年度 : 51,857 件 令和 4 年度 : 50,593 件 【減収額】 令和 2 年度 : 463 億円 令和 3 年度 : 501 億円 令和 4 年度 : 463 億円
租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	租税特別措置法の条項:第42条の6、第68条の11 適用件数:特別償却 21,339件 税額控除 29,254件 適用額:特別償却 1,814億円 税額控除 189億円 ※令和4年度の適用状況
完績と効果に関	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 令和 5 年度に総務省と政策所管府省と共同で実施した租税
連する事項		特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されている。 ※公表ページ 総務省ホームページ
		租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書(個別)【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf

同報告書では、「経強または中促を適用した企業におりて、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売」高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。このように、一定の効果が確認されたところであるが、本利制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデタを活用した効果検証の手法の活用を検討する。  ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 前回要望時 30%以上の水準を維持する。	
80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上	
の達成目標 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI か ±5 ポイント程度の水準を維持する。	
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達していない場合の理 由 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感気 症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物 価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とに 言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への 対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層 重要となってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・運 業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。	
平成 10 年度 「総合経済対策」(平成 10 年 4 月)に伴う措施として創設  平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物に動車:車両総重量 8 ½以上→3.5 ½以上) 平成 12 年度 1 年間の延長(平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長) 平成 13 年度 10 ヶ月の延長(平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 14 年度 2 年間の延長(平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額のきき下げ 平成 16 年度 2 年間の延長(平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額のきき上げ 平成 18 年度 2 年間の延長(平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウエアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成 20 年度 2 年間の延長(平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 22 年度 2 年間の延長(平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長)、	•

令和元年度	2年間の延長(令和3年3月末までの適用期間の延
	長)
令和3年度	2年間の延長(令和5年3月末までの適用期間の延
	長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事
	業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契
	約等の目的である事業の用に供するものを除外。
令和5年度	2年間の延長(令和7年3月末までの適用期間の延
	長)、対象資産からコインランドリー業(主要な
	事業であるものを除く)の用に供する機械装置で
	その管理のおおむね全部を他の者に委託するもの
	を除外。